

## 第 47 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 9 日(火) 13:30~17:00
2. 開催場所 日本電気協会 4 階 C 会議室
3. 出席者(順不同, 敬称略)  
出席委員:尾上主査(関西電力), 卜部副主査(東京電力 HD), 小川(北海道電力),  
下山(九州電力), 鈴木(東北電力), 前田(日本原子力発電),  
宮原(中部電力), 山田(北陸電力) (計 8 名)  
代理委員:清水(四国電力・真田代理) (計 1 名)  
常時参加者:江良(北海道電力), 高井(原子力安全推進協会),  
津田(中部電力), 宮崎(九州電力),  
山本(日本原子力研究開発機構) (計 5 名)  
オブザーバ:西岡(原子力エンジニアリング) (計 1 名)  
欠席:大石(中国電力) (計 1 名)  
事務局:渡邊, 大村(日本電気協会) (計 2 名)

### 4. 配付資料

- 資料 47-1 第 46 回緊急時対策指針検討会議事録(案)
- 資料 47-2 原子力発電所の緊急時対策指針の改定について
- 資料 47-3-1 コメントリスト
- 資料 47-3-2 緊急時対策指針(案) 新旧比較表
- 資料 47-4 海外文献の JEAG への記載における考慮事項について

### 5. 議事

事務局より, 本会にて, 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後, 議事が進められた。

#### (1) 代理出席承認, 定足数確認

事務局から配付資料の確認の後, 代理出席者の紹介があり, 主査により承認された。出席委員数は代理を含め 9 名で, 決議に必要な「委員総数の 3 分の 2 以上の出席(7 名以上)」を満たしていることが確認された。

#### (2) 前回議事録の確認

前回議事録(資料 47-1)について, 一部修正のうえ, 挙手にて承認された。修正内容は次のとおり。

##### ・ P3 2) 中国電力担当分

- \* 解説 4.7 第 1 項, 第 2 項 ⇒ 解説 4.7 第 1 項
- \* 解説 4.4 第 4 項に移動させ… ⇒ 解説 4.4 に移動させ…
- \* 解説 2.(2)(k) ⇒ 解説 2.1 第 2 項(2)(k)

(3) 指針改定の概要説明資料について

尾上主査より、資料 47-2 に基づき、分科会報告用の概要説明資料について説明があった。

【決定事項】

- ・ JEAG4102 改定の経緯4. の表現と改定内容: 法令改正の反映(1/2)(2)の表現を整合させる。
- ・ 改定内容: 法令改正の反映(1/2)(1)②の「義務付けられた」→「設置した」等の表現にする。
- ・ 改定内容: 緊急時活動レベル(EAL)の見直し(1)の表現を見直す。
- ・ 改定内容: 緊急時活動レベル(EAL)の見直し(3)で上のポツを削除

【主な議論】

- ・ 改定内容: 緊急時活動レベル(EAL)の見直し(1)の「1～4号炉」の表現は、ここでの説明としては過剰ではないか。
- ・ 改定内容: 緊急時活動レベル(EAL)の見直し(3)で上のポツは、下に含まれるため記載しなくても良いのではないか。

(4) 指針の改定について

各担当者より、前回までの検討会のコメントの反映結果等について、資料 47-3-2 に基づき報告があった。

1) 東北電力担当分

【主な議論】

- ・ なし

2) 九州電力担当分

【決定事項】

- ・ AL24 根拠欄:  
流調 ⇒ 流量調整

【主な議論】

- ・ 別表 5 における RHRP(A)ポンプ室の表記は、ポンプが重複しているのではないか。
- 記載の例ということで、各社の業務計画の作成において支障はないため、修正案のままでよいのではないか。

3) JAEA 担当分

【決定事項】

- ・ 表に改ページを入れて視認性を良くする。
- ・ 訳の妥当性を確認する(各委員)。

**【主な議論】**

- ・ 海外文献としては、EAL 表に記載されている NEI の部分が重要で、参考資料自体は、2015 年版においては黎明ということもあり意味があったかと思うが、今回の改定版においてはなくてもいいような気がする。
  - 海外の文献調査は規格委員会でも問われるものだが、しっかりと検討して不要と判断したことがわかれば、それでよいと思う。
  - 参考資料は、あって問題があるものではないと思う。
  - 原文を載せるのであれば簡単である。
  - 原文では、読者に不親切と考える。
  - 訳の妥当性については、原文をもとに確認を行う。
- 
- ・ 作成した案は長くなりすぎていて、読みにくいと思うがどうか。
  - 改ページを入れて、二つにわければよいのではないか。
- 
- ・ 著作権については、まずは内容を固めたうえで、許諾の必要性を改めて検討する。

4) 北海道電力担当分

**【主な議論】**

- ・ なし

5) 北陸電力担当分

**【主な議論】**

- ・ なし

6) 日本原電担当分

**【主な議論】**

- ・ なし

7) 中部電力担当分

**【決定事項】**

- ・ AL11 の修正(「起動」, 及び「高温停止」 ⇒ 「起動」及び「高温停止」)を同様箇所にも展開する。
- ・ SE21 解釈(4)について、読み手に誤解を与えない文案を再検討する。(同様箇所含む)

**【主な議論】**

- ・ SE21 解釈(4)の「非常用炉心冷却装置等のうち高圧で注水するものにより原子炉へ注水されていることを確認できない状態又は…」の修正は、PWR との平仄が合わないがよいか。
- 防災業務計画への影響も考慮しつつ、高圧と低圧の両方を指すのか片方を指すのか識別できるように記載したものだが、PWR に合わせた方がいいか。

- この案でも完全に識別できるかという点、そうでもないと思う。
- 炉が高圧の状態では、低圧系の起動は確認できない。その場合はどうか。
- 機能喪失かどうかが観点だと思う。
- 「注水できない状態」としてはどうか。
- ポンプは動いているが、計器での注水を確認できない場合の判断が、「確認」の言葉の有無により変わってくる。
- 業務計画では、「全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合・・・」となっている。「機能喪失」という書き方は、他電力と合っていないかもしれない。
- HPAC が 90%流量しか出ないシナリオで訓練をしたが、SE21 を判断しないだろうと想定していたが、実際には判断した。
- (別電力委員) 当社は、定格出ていなくても SE21 を判断しなかった。
- (また別電力委員) 炉心水位が回復するかどうかで判断した。
- 少しでも入ればいいのかという議論になるが、それはどうか。
- 解釈(3)で「同程度の能力」と示されており、それは判断基準として明確になっている。
- これまでの議論を考慮して、文案を再検討する。

#### 8) 中国電力担当分

##### 【決定事項】

- ・ 1章-18 ページ【解説4. 2】第3項「変更後」欄
  - \* 緊急時アクションレベル ⇒ 緊急時活動レベル
- ・ 1章-19 ページ【解説4. 4】第1項「変更後」欄
  - \* 対策指針の表 1「原子力事業者」 ⇒ 対策指針の表 1-1, 1-2 及び 1-3 の「原子力事業者」
- ・ 1章-19 ページ【解説4. 4】第2項「変更後」欄
  - \* 「EAL の設定方法」によれば ⇒ 「EAL の設定方法」には
  - \* 地方公共団体に連絡することを意図している。 ⇒ 地方公共団体に連絡する。

#### (5) その他

- ・ 修正作業としての検討会は、一旦これで完了とする。
- ・ 分科会説明に向けて気づき事項等あれば、メール等で調整する。
- ・ 次回は、分科会のコメント受領後に開催を検討する。

以 上